

障害者基幹相談支援センターの概要

1 計画における記載

(1) 障害者計画（平成24年度～平成26年度）

「基幹相談支援センターの検討」 地域自立支援協議会等において検討する。

(2) 文京区基本構想実施計画（平成26年度～平成28年度）

「障害者基幹相談支援センターの設置」 相談支援活動の拠点として事業運営を行う。

※所管は福祉部障害福祉課とする。

2 基幹相談支援センターの事業内容

(1) 総合相談・専門相談

- ・3障害及び難病に対応した総合的かつ専門的な相談支援の実施（アウトリーチを含む）
- ・支援困難事例への対応
- ・ピアカウンセリング（←地域自立生活支援センター事業）

(2) 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・入所施設や精神病院への働きかけや連携。
- ・地域生活を支える体制のコーディネート。
- ・緊急時相談支援（←24時間安心サポート事業の一部移行）

(3) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への指導・助言。
- ・地域の相談支援事業者等との連携強化（自立支援協議会、連絡会等の運営）
- ・人材育成（研修等の実施）

(4) 権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援
- ・虐待防止への取組

(5) その他

- ・各種講座の実施（←地域自立生活支援センター事業）
- ・障害者支援区分認定調査 等

3 期待される効果

(1) 障害に関する総合相談窓口の設置

3障害（知的・身体・精神）のワンストップ窓口であり、相談窓口が分かりやすくなる。また、身体障害と精神障害等の重複障害への対応や、高齢者支援等との連携が容易になる。

(2) 地域移行・地域定着の促進

国が重点課題としている地域移行・地域定着について、センターがコーディネート機能を担うことで、医療機関や事業者等による支援体制の構築が進めやすくなる。

(3) 障害者の支援ネットワークの構築

障害者支援のための関係機関のネットワークの拠点となることで、在宅支援、虐待防止等のための連携体制を強化することができる。

4 他区の実施状況（平成 26 年 1 月 板橋区調査）

設置済み： 港区、新宿区、世田谷区、豊島区、足立区 いずれも直営

設置予定： 大田区、中野区、北区、板橋区、練馬区

5 運営方法及び事業者の選定

(1) 業務委託

(2) 事業者の選定方法 随意契約（随意契約第 2 号（17））

(3) 随意契約の理由

ア 計画相談支援事業所（※）の実績があり、事業者への専門的助言等ができる能力を有する。

※障害福祉サービス利用のための相談支援やサービス等利用計画の作成を行う事業所

イ 3 障害及び難病に関する相談支援の実績がある。

ウ 文京区の事情に通じ、区内の地域資源を把握している。

6 開設時間

月曜日から土曜日 ※日曜・祝日・年末年始は休業

平日 9:00 から 18:00 土曜日 9:00 から 17:00（時間外は、電話相談で対応）

7 既存事業との関係

(1) 地域自立生活支援センター（平成 16 年 12 月より文京福祉センターで実施）

ピアカウンセリング・各種講座は、基幹相談支援センター事業に組み込む。

(2) 24 時間安心相談サポート事業

ア 知的・身体障害者を対象とする事業は廃止し、基幹相談支援センター事業に組み込む。

イ 精神障害者を対象とする事業（居室の確保を含む）は、予防対策課で継続する。

（地域生活支援事業における「地域移行のための安心生活支援」）

8 職員体制

(1) 次の専門職は、可能な限り専任の職員を各 1 名配置する。

ア 社会福祉士 イ 精神保健福祉士 ウ 保健師・看護師

※職員は、都が開催する相談支援専門員の養成講座を受講する。

(2) 職員数

常勤 5 人（センター長 1 名を含む）、非常勤（週 30h 程度） 2 人

※センター開設後も、活動状況に応じて、職員体制の強化を検討していく。